

防災管理対象物説明図

対 象 用 途	
劇場等 (1項)	風俗営業店舗等 (2項)
飲食店等 (3項)	百貨店等 (4項)
ホテル等 (5項イ)	病院・社会福祉施設等 (6項)
学校等 (7項)	図書館・博物館等 (8項)
公衆浴場等 (9項)	車両の停車場等 (10項)
神社・寺院等 (11項)	工場等 (12項)
駐車場等 (13項イ)	その他の事業場 (15項)
文化財である建築物 (17項)	

地下街(16項の2)

規 模
①階数が11以上の防火対象物 延べ面積 1万㎡以上
②階数が5以上10以下の防火対象物 延べ面積 2万㎡以上
③階数が4以下の防火対象物 延べ面積 5万㎡以上

+

(階数は、地階を除く)

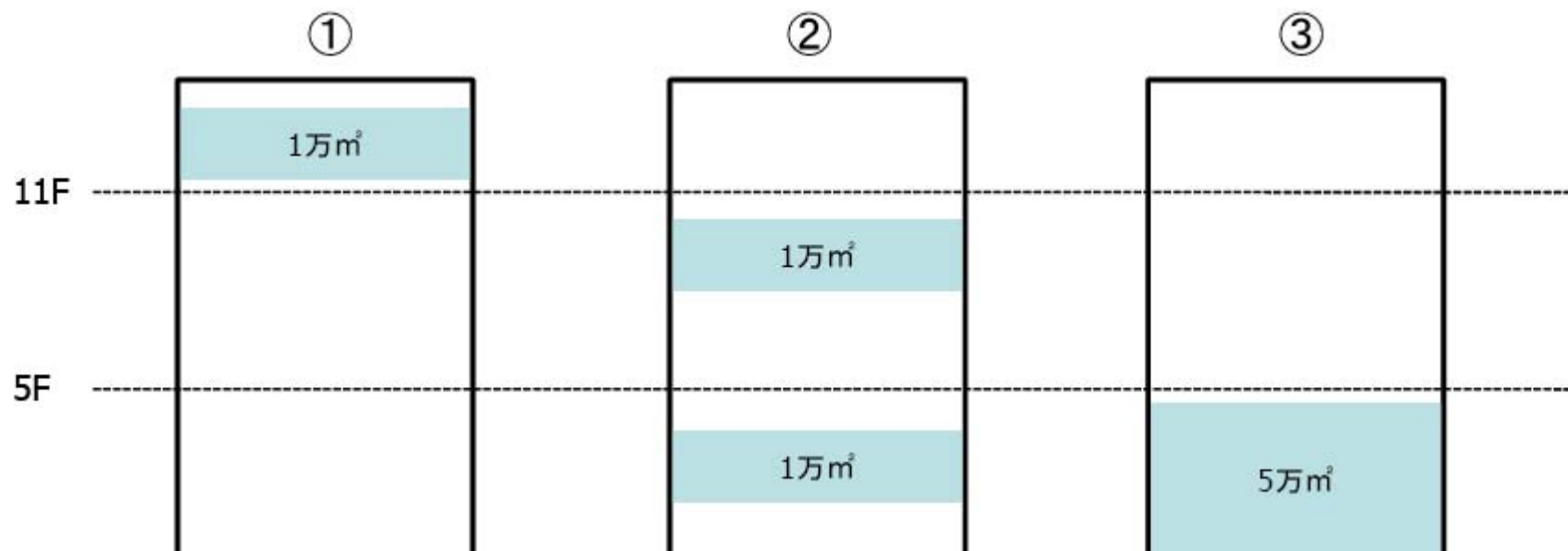
+

延べ面積**1,000㎡以上**

→共同住宅等(5項ロ)、格納庫等(13項ロ)、倉庫(14項)は含まれない。

複合用途防火対象物(16項)における規模の考え方

対象用途に供する部分が...		防火対象物全体の対象用途に供される部分の床面積の合計が...
①11階以上の階にある防火対象物	➡	1万㎡以上
②5階以上10階以下の階にある防火対象物 (=11階以上にはない)	➡	2万㎡以上
③4階以下の階にある防火対象物 (=5階以上にはない)	➡	5万㎡以上



防災管理を要する建築物その他の工作物

(令第46条)

○ 自衛消防組織を設置しなければならない防火対象物の要件に該当するもの

※ただし、複合用途防火対象物(16項)にあつては、
自衛消防組織が設置対象部分にのみ義務が課せられるのに対し、
防災管理については、用途に関わりなく全ての部分に防災管理者の選任等が義務付け

